

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合 J V コミュニケーション
- (2) 代表者職氏名：代表理事 服部 雅己
- (3) 所在地：愛知県安城市横山町管池 37 番地 2

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

事実と異なる内容の監査報告書を外国人技能実習機構に提出するなど、適正な実習監理を行っていなかったと認められることから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：イトマン株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 伊藤 俊一郎
- (3) 所在地：愛媛県四国中央市金生町下分 681 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (36 件)

平成30年 6 月22日認定 「認1811002104」 「認1811002105」 「認1811002106」
「認1811002107」 「認1811002108」 「認1811002109」
「認1811002110」
同年 8 月 8 日認定 「認1811003347」 「認1811003348」
同年 9 月 7 日認定 「認1811004073」 「認1811004074」 「認1811004075」
「認1811004076」
同年 9 月19日認定 「認1811004753」 「認1811004754」 「認1811004755」
「認1811004756」 「認1811004757」
同年12月19日認定 「認1811006507」 「認1811006508」
平成31年 3 月22日認定 「認1811008580」 「認1811008581」 「認1811008582」
「認1811008583」
令和元年 8 月26日認定 「認1911003099」 「認1911003100」
同年 9 月 3 日認定 「認1911003058」 「認1911003059」 「認1911003060」
「認1911003061」
令和 2 年 4 月27日認定 「認1911008478」 「認1911008479」 「認1911008480」
「認1911008481」
同年 9 月 7 日認定 「認2011002518」 「認2011002519」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：共栄繊維有限会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 坂本 登志輔
 - (3) 所在地：広島県三原市小泉町 4984 番地の 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成30年4月10日認定「認1709006152」「認1709006153」「認1709006154」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年6月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社栗原工作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 栗原 宗喜
- (3) 所在地：愛知県岡崎市小針町字屋下 50

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (22 件)

平成30年 7 月 3 日認定 「認1806019930」「認1806019931」「認1806019932」
「認1806019936」「認1806019937」「認1806019938」
同年10月29日認定 「認1806046256」
同年10月31日認定 「認1806019933」「認1806019934」「認1806019935」
令和元年 5 月15日認定 「認1906004809」「認1906004810」
同年 7 月26日認定 「認1906021497」
同年10月30日認定 「認1906040295」「認1906040296」
同年11月11日認定 「認1906021498」「認1906021499」「認1906021500」
同年12月25日認定 「認1906052765」
令和 2 年 1 月28日認定 「認1906058361」
同年 5 月29日認定 「認1906071296」「認1906071297」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社晃南
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 林 敦寿
- (3) 所在地：栃木県栃木市神田町 26 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

平成30年11月21日認定「認1804043049」「認1804043050」「認1804043051」
平成31年4月8日認定「認1804091829」「認1804091830」「認1804091831」
令和2年3月16日認定「認1904091515」「認1904091516」「認1904091517」
同年5月11日認定「認1904093006」「認1904093007」「認1904093008」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社寿農園
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中尾 友寿
- (3) 所在地：鹿児島県曾於郡大崎町永吉 7456 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（22 件）

平成30年 3 月13日認定 「認1713002011」 「認1713002012」 「認1713002083」
「認1713002084」 「認1713002085」
同年 8 月21日認定 「認1813005753」 「認1813005754」 「認1813005755」
令和元年 8 月23日認定 「認1913004740」 「認1913004741」 「認1913004742」
「認1913004743」 「認1913004744」
令和 2 年 7 月27日認定 「認2013004026」 「認2013004027」 「認2013004028」
同年 9 月15日認定 「認2013004023」 「認2013004024」 「認2013004025」
令和 3 年 5 月11日認定 「認2113000162」 「認2113000163」 「認2113000164」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社 Z E T T
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 高橋 純
 - (3) 所在地：長野県茅野市中沖 7 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 2 年 8 月 26 日認定「認2005002025」「認2005002026」「認2005002027」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社武田工業所
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 武田 純、代表取締役 武田 開成
 - (3) 所在地：石川県小松市向本折町巳 167 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

平成30年10月9日認定「認1807009125」
令和元年10月23日認定「認1907008727」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年6月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：竹村 正義
 - (2) 代表者職氏名：竹村 正義
 - (3) 所在地：茨城県古河市長左エ門新田 986 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

平成31年 3 月 5 日認定「認1803011022」「認1803011023」「認1803011024」
令和元年 7 月 10 日認定「認1803009589」「認1803009590」「認1803009591」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：テックワン株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹田 忠彦、代表取締役 北市 幸男
- (3) 所在地：石川県能美市浜町ヌ 161 番地 4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (66 件)

平成30年 2月 8日 認定 「認1707001591」 「認1707001592」 「認1707001593」
同年 2月21日 認定 「認1707002099」 「認1707002100」
同年 5月11日 認定 「認1707004092」 「認1707004093」 「認1707004094」
「認1707004095」 「認1707004096」 「認1707004099」
「認1707004100」 「認1707004101」
同年 5月25日 認定 「認1807000081」 「認1807000082」 「認1807000083」
同年 5月30日 認定 「認1807001424」 「認1807001425」 「認1807001426」
同年 5月31日 認定 「認1807001427」 「認1807001428」 「認1807001429」
同年 6月21日 認定 「認1807005009」 「認1807005010」 「認1807005011」
「認1807005012」 「認1807005013」 「認1807005014」
「認1807005015」 「認1807005016」 「認1807005017」
「認1807005018」
同年 8月23日 認定 「認1807006711」 「認1807006712」 「認1807006713」
「認1807006714」 「認1807006715」
同年10月25日 認定 「認1807009741」 「認1807009742」 「認1807009743」
「認1807009744」 「認1807009745」
同年11月 7日 認定 「認1807010022」 「認1807010023」
同年11月15日 認定 「認1807010673」
同年12月27日 認定 「認1807011032」 「認1807011033」
令和元年 7月 4日 認定 「認1907002571」 「認1907002572」 「認1907002573」
同年11月20日 認定 「認1907009715」 「認1907009716」 「認1907009717」
「認1907009718」 「認1907009719」
令和 2年 1月10日 認定 「認1907005056」 「認1907005057」 「認1907005058」
「認1907005059」 「認1907005061」 「認1907005062」
「認1907005063」 「認1907005064」 「認1907005065」
「認1907010114」 「認1907010115」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号及び第 12 号（同法第 10 条第 9 号））及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社マル延水産
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 延谷 新
- (3) 所在地：広島県呉市阿賀南七丁目1番8号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（17件）

- 平成30年8月9日認定「認1809013227」「認1809013228」
令和元年8月5日認定「認1909007327」「認1909007328」「認1909007329」
同年8月7日認定「認1909008754」
同年9月4日認定「認1909010399」「認1909010400」「認1909010401」
令和2年2月17日認定「認1909024267」
同年7月21日認定「認2009005450」「認2009005451」
同年8月11日認定「認2009007039」「認2009007040」「認2009007041」
令和3年2月9日認定「認2009016572」「認2009016573」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号、第2号及び第5号の規定に基づき、令和4年6月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第16条第1項第1号、第2号（同法第9条第6号）及び第5号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社三井
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田村 和美
- (3) 所在地：群馬県沼田市横塚町 1069 番地の 4

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

平成31年 3 月 8 日認定「認1804084911」「認1804084912」「認1804084913」

令和元年 8 月 8 日認定「認1904032291」

同年11月 8 日認定「認1904055633」「認1904055634」

令和 2 年 8 月 27 日認定「認2004028458」

同年12月 8 日認定「認2004049926」「認2004049927」

令和 3 年 6 月 4 日認定「認2104005025」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：御堂 耕三
- (2) 代表者職氏名：御堂 耕三
- (3) 所在地：愛媛県今治市桜井6丁目7番51号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7件）

令和元年5月10日認定「認1811008778」

同年8月2日認定「認1911002504」「認1911002505」

令和2年7月10日認定「認2011001853」「認2011001854」

同年7月13日認定「認2011001906」「認2011001907」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年6月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：三友ブレーキ株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 村上 泰嗣
 - (3) 所在地：埼玉県比企郡小川町大字青山 218 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）
 - 令和元年 7 月 2 日認定「認1904021385」
 - 同年11月11日認定「認1904056246」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：山本 明喜
- (2) 代表者職氏名：山本 明喜
- (3) 所在地：広島県福山市駅家町大字近田 1068 番地 5 サニーコート B202

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

平成30年 4 月13日認定 「認1709004164」 「認1709004165」 「認1709006184」
「認1709006185」 「認1709006186」
同年 4 月19日認定 「認1709007133」 「認1709007134」
平成31年 1 月11日認定 「認1809024753」 「認1809024754」
同年 3 月 1 日認定 「認1809024322」 「認1809024323」
令和 2 年 2 月 3 日認定 「認1909022616」 「認1909022617」
同年 3 月27日認定 「認1909024028」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、技能実習生との間で、技能実習計画と反する内容の取決めをしたと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：横場工業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 矢田 哲也
- (3) 所在地：熊本県八代市新港町一丁目 6 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年 8 月 19 日認定「認1913004280」

同年 11 月 19 日認定「認1913008923」

令和 2 年 9 月 8 日認定「認2013005339」

同年 9 月 25 日認定「認2013005729」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 6 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社林間
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 國方 広一郎
- (3) 所在地：神奈川県大和市南林間八丁目 14 番 23 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（38 件）

令和元年10月16日認定 「認1904050786」 「認1904050787」 「認1904050788」
「認1904050789」 「認1904050790」 「認1904050791」
「認1904050792」 「認1904050793」 「認1904050794」
「認1904050795」
令和2年4月30日認定 「認2004001081」 「認2004001082」 「認2004001083」
「認2004001084」 「認2004001085」 「認2004001086」
「認2004001087」
同年7月14日認定 「認2004019893」
同年8月7日認定 「認2004024647」 「認2004024648」 「認2004024649」
「認2004024650」 「認2004024651」 「認2004024652」
「認2004024653」 「認2004024654」 「認2004024655」
「認2004024656」 「認2004024657」 「認2004024658」
「認2004024659」 「認2004024660」 「認2004024661」
「認2004024662」 「認2004024663」 「認2004024664」
「認2004024665」 「認2004024666」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和4年6月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、これが確定し、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。